

伊勢齋宮関係国歌集成

— 平安後期を中心にして —

所 京 子

The Collection and Explanation of the
Japanese Odes (WAKA) about Imperial
Princess Devoted to the Ise Shrine (SAIGŪ)
in the Latter Heian Period

Kyoko Tokoro

はじめに

本稿は、先に行なった平安前期および中期における伊勢齋宮関係国歌集成の続篇である。したがってこゝでは、平安後期（堀河天皇朝から高倉天皇朝まで）の関係を和歌を紹介したいと思う。前稿と同じく、これらの和歌を分類すれば、次のごとく類別することができる。

A 歌の作者による分類

① 齋王自身

② 齋王の縁者

③ 齋宮・神宮の職員（男女官）

④ その他（右の分類に入らないもの、および齋王との関係が明らかでないもの）

B 詠われた場所による分類

□ 京都の御所・野宮など

△ 群行と帰京の道中

□ 伊勢の神宮・齋王宮など

△ その他（右以外の場所、また詠われた場所のはつきりしないもの）

以下、第一節においては、歴代齋宮順に和歌を掲げ、第二節においては、それらに若干の解説を試みたいと思う。たゞ、勅撰集、私撰集、私家集など種々の歌集に散在している齋宮関係の和歌を可能な限り集めたので、その蒐集作業には今回もかなりの時間を費した。したがって、それぞれの歌についての考証は、かならずしも充分とはいえない。これについては今後、博雅の御示教を得て補訂して行きたいと考えている。

なお、詞書、和歌の引用については、便宜上、濁点・句読点を附し、ひらがなを適宜漢字になおした部分もある。またこれらの引用は、主として国歌大観、新群書類従、阿波本散木奇歌集、夫木和歌抄等の諸本によった。

一 関係国歌集成

〈堀河天皇朝の善子内親王以前〉

齋宮に下る人霜月ばかりに

1 旅衣うら吹き返す秋風に獨ねざめて恋ひしかりを (三六)

かへし

2 神風もか計身にはしまじかし片敷袖の返るよなよな (三六)

〈1・2 『祐子内親王家紀伊集』〉

前齋宮の閑院におはしましける此、月のあかりける夜、参りて

みれば、女房たちあまた具して月にあそびければ、南おもての杜の下にかくれてみれば、女房たち群て、このもりは神の社に似たるものかな、いざおぼしき事申さむとて、よき男給へと申を聞て、

とらせんとこゑをかへていらふれば、おどてみなかへりにけり、

又の日つかはしける (俊頼)

3 思ひかね社もみへぬ森にきて折りしことのはよいかにそや (三六)

返し (俊頼)

4 あまくだる神もしるらむ思ふことむなしき森にゆきて祈らば (三六)

〈『散木奇歌集』、第六 神祇〉

前齋宮の内侍の逆修しけるに、講師中納言律師たうとくしければ、

にはかにおほきなる鏡を加布施(類従布施)にしけるに歌よみて、鏡の下に入ればやといひければ、俄によめる (俊頼)

5 君にけふますみの鏡みがかれてうつれる罪のかけや消ゆらん (三六)

〈同 右 第九 雑部上〉

花見御幸を見て妹の内侍のもとにつかはしける 権僧正永縁

6 ゆくすゑのためしとけふを思ふとも今いくとせか人にかたらん (三六)

返し 内侍

7 いくとせも君ぞかたらんつもりておもしろかりし花のみゆきを (三六)

〈『金葉和歌集』、卷第九 雑部上〉

前齋宮にまいりて人々物申けるに、萩の露に月のやどりておもしろく見えければ (俊頼)

8 秋萩のした葉に月の宿らずばあけてや露のかずをしらまし (三六)

〈『散木奇歌集』、第三 秋 部八月〉

前齋宮のゆりはなが尼になりぬと聞きて (基俊)

9 彼の岸にこぎつきぬともあま小舟こなたにし(ゆりはな)のぶ人を忘るな (三六)

かへし (ゆりはな)

10 あまを舟きよき渚にこぎつきて忍ばむ人もわたしこそせめ (三六)

〈『藤原基俊家集』、下〉

春宮大夫公実ひくちの前齋院(宮)にて、歌よまれけるに竹風如秋とい

へる事をよめる (公実)

11 秋きぬと竹のそのふになのらせてし(公実)のおふ(公実)き人はかるなり (三六)

〈『散木奇歌集』、第二 六月〉

〈鳥羽天皇朝の姁子内親王〉

天仁元年齋宮の群行の時、忘井といふ所にてよめる 齋宮甲斐

1 別れゆく都のかたの恋しきにいざむすび見む忘井のみづ (三六)

〈『千載和歌集』、卷第八 羈旅歌〉

うらめしき人のあるにつけて、昔思ひ出でらるゝ事ありて

前齋宮甲斐

2 今人の心をみわの山にてぞすぎにしかたは思ひしらるゝ (一〇) 子

〈『金葉和歌集』 卷第八
恋歌下〉

伊勢に侍けるとき、五月一日郭公のいたくなきければ、かひの君
のもとよりいひ送て侍ける (甲斐公)

3 郭公けふは五月といひかほにしたりかほなる聲を聞ゆる (一〇) 下

返 (俊頼)

4 ほととぎすをのかさ月の空ならば所もわかすしたりがほなれ (二〇) 下
〈『散木奇歌集』 第二、夏
部五月〉

前齋宮伊勢におはしける時、寮の頭保俊、御まつりの程、とのゐ
物の料に、きぬをかりて程過ぎて、是を忘れていまゝで返さざり
ける事など申したりける返事に、いひ遣はしける 前齋宮内侍

5 帰さじとかねてしりにき唐衣恋しかるべき我身ならねば (一〇) 下

〈『金葉和歌集』 卷第九
雑部上〉

池水鳥をよめる 前齋宮内侍

6 浪枕いかにうきねを定むらむこほる益田のいけのをし鳥 (一〇) 子

〈同右、卷第四
冬歌〉

なき名立てける人のもとに遣はしける 前齋宮内侍

7 浅ましや逢瀬もしらぬ名取川まだきに岩間洩すべしやは (一〇) 子

〈同右、卷第七
恋歌上〉

永久四年十月二日、宮宣旨家歌合、霞浦、よみ人不知

8 春がすみ霞のうらをみわたせばあまのふせやをこめてける哉 (三〇) 下

〈『夫木和歌抄』 三五、雑部
一七、海人〉

永久四年十月、齋宮宣旨家歌合、浦霞、よみ人しらず

9 はるたてば霞のうらのあま人はさくら貝をやまづひろふらん (三〇) 下

〈同右、二五、雑部
七、浦〉

永久四年十月、齋宮宣旨家歌合、木唐篠社

10 行やらで秋は心のとまるかなもみち散しくこがらしのもり (三〇) 下

11 ふかくのみ秋のそめゆく紅葉ばをちとせにちらすこがらしのもり (三〇) 下

〈10・11 同右、十五、秋部
六、紅葉〉

永久四年十月、齋宮宣旨家名所歌合、みそぎ川、近江

よみ人しらず

12 けふよりはあらぶる神もあらじかしみそぎ河にてみそぎしつれば (三〇) 下

13 夏はつるけふやなごしの御祓河川邊の風は涼しかりけり (三〇) 下

〈12・13 同、二十四、雑
部六、河〉

伊勢にはべりける此、別當実行、公卿勅使にて大神宮へまいられ
たりけるに、齋宮のくだらせ給しをり行事弁にて侍りけるが、事
はてゝ京へかへるとて宮にまいりて日来になれてまかりかへるこ
そ心ほそくさぶらへ、かやうにまいらむ事もありがたく、もしい
のちさぶらはば公卿になりて勅使にてくだらむ時そのやうにもま

いるべきと申てのぼりけるに、十年ばかりありて勅使にてくだら
れたりけるが、むかしのあらましごとと忘れれば、かならずまいらむ
ずらむとまたれけるに、まいらで返られければ、をひてつかはさ
むとてそのころの歌めしければ、ふたつをよみてまいらせたりけ
るをこれをつかはしたりける
(斎宮＝俊頼代作)

14 昔せしあらましごとの変らぬをうれしとみえはいはましものを (一)

ト

御返し

(藤原実行)

15 いせの海のしほひのかたへいそぐ身を恨みなはてぞ末もはるけし

(一)ト

〔散木奇歌集〕、雑九、

伊勢に侍りける比、宮の御はがためまかでたるをみてよめる

(俊頼)

16 ます鏡思ふさまにてうつりけむ君が御かげの名残をぞみる (二)ト

〈同名、第一、春
部正月、春〉

伊勢にいつきの宮にてあをむまひくを見てよめる

(俊頼)

17 ひく駒の松のみどりの色なればちとせをすぐす庭かとぞみる (三)ト

〈同 右〉

伊勢の斎宮に侍ける比、宇田といふかたにあけぼのに、しぎのは
ねかくをとのしけるを聞てよめる
(俊頼)

18 曙にうだのくろよりたつ鳴のはねかくをとや萬代のかず (三)ト

〈同右、第五、
祝部、第五〉

伊勢斎宮に侍ころ、いしなどりの石あはせという事せさせ給ける

に、ちいさき草子のいしなどりの石のおほきさなるをつくりて、

十の石にひとつづゝかき侍ける (俊頼、以下同じ)

19 曇なくとよさかのぼるあさひには君ぞつかへん萬代までも (三)ト、

以下同じ)

20 常盤なる竹の都の石なればうれしきふしを数へてぞやる (類従、しる)

21 君が世にみもすそ川をきて見ればもうゆたげにぞ波もたちける

22 君が住櫛田川にや乱れたる神の心もうちとけぬらん

23 大淀の濱の真砂を君が代の数にとれとや波もよすらん

24 君が代は千年にひとつとる石のとをこにならん程をこそまで (類従、に)

25 ゆるぎなき大うち山の石なれば千年とるともおちしとぞ見る (おもふ、イ)

26 ふえかはの石などりつと見へつるはねに萬代をふき流せとや (類従、も)

27 君が代に神もかたよる石なればうちまくよりぞ数はつもれる

28 君がためゆたのをわけてひろひつるちひきの石に誰かあふべき

〈同 右〉

伊勢にはべりけるころ、正月廿八日に、斎宮をりさせ給ぬと聞て、

むろ山の入道がもとより送てはべりける (室山の入道)

29 故郷となりぬる宮のゆふがすみ思ひかけずや立ちかはるらむ (三)ト

かへし

(俊頼)

30 思へたどたけの都はかすみつゝしめのほかなるみよのけしきを (三)ト

ト

みやこへのぼると聞てをくり侍ける

〈同右、第九、
雑部上〉

31 かへるべき君がをしさにみやこちの花さへつらき春の空かな (三)ト

返し

32かぎりありてたちかへるにはさくら花かりがねをだにえやはとどむる (㊦) (㊧)

(俊頼)

〈同 右〉

〈高倉天皇帝の惇子内親王以前〉

住吉社歌合嘉祿二年十月九日、社頭月、十七番

左持

1月さゆるつもりのおらのみづがきはふりしく雪に色も変らず (㊨) (㊩) (以下同じ)

(前齋宮大輔)

大 輔

同右、二十三番

左持

2すみよしの岸うつ波に照る月はこかげもあかし松のむらだち

(前齋宮中納言)

中納言

同右、旅宿時雨、三番

左

3槇のやの時雨の音に夢さめて都恋しきねにぞぬれぬる

(前齋宮中納言)

中納言

同右、九番

左勝

4うらさむくしぐるゝ夜半の旅衣岸のはにふにいたく匂ひぬ

(前齋宮大輔)

大 輔

同右、述懐、十七番

左勝

5住吉のなごの濱べに漁りしてけふぞ知りぬるいけるかひをば

(前齋宮大輔)

大 輔

同右、二十三番

左勝

6津の国の難波の事も蘆のねのこの世はかくて枯れはてねとや

(前齋宮中納言)

中納言

〈住吉社歌合〉

〈高倉天皇帝の功子内親王〉

伊勢に齋王おはしまさで年へにけり齋宮木だちばかりさはと見え、ついがきもなきやうなりたりけるを見て (西行)

1いつか又いつきのみやのいつかれてしめの御内に塵を拂はむ (㊰) (㊱) (山家集)

二 関係事項解説

以上平安後期(堀河天皇帝から高倉天皇帝まで)の齋宮関係の和歌四十九首を掲げたのであるが、このうちAの㊰は一首、㊱は一首、㊲は十五首、㊳は三十二首である。またBの㊴は三首、㊵は一首、㊶は二十八首、㊷は十七首である。これら蒐集した和歌により、本稿で扱う齋王名および右分類の内訳を示すと、次表の通りである。

天皇	齋宮		A				B				計	
	堀河天皇 (以前)	善子内親王以前	㊰	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷		
高倉天皇	功子内親王											
高倉天皇 (以前)	惇子内親王以前			6								
鳥羽天皇	姁子内親王	1	7	23								
堀河天皇 (以前)	善子内親王以前		1	2	8	3						
							1					
								27				
									6			
										3		
											8	
												11
												1
												6
												31

これによると、鳥羽天皇朝の姁子内親王の時が三十一首と最も多い。これは後述する如く伊勢において源俊頼らによって歌合等が開催されたことによるであろう。尤も、こゝに示された数字が少いからといって当時においても齋宮関係の和歌が少かったということの意味するものではない。

以下、各齋王の簡略な事蹟およびこれらの和歌について簡単な解説を行うことにしたい。

〈堀河天皇朝の善子内親王〉

善子内親王は、『本朝皇胤紹運録』によれば、六角齋宮と称され、白河天皇の第二皇女で当代堀河天皇の異母姉である。御母は女御藤原道子(三條内大臣能長女)、曾祖父は堀河右大臣頼宗である。異腹の姉妹に媯子内親王(郁芳門院)・令子内親王(齋院、皇后鳥羽准母)・姁子内親王(次項述)などがある。母道子・善子ともに准后となる。承保四年(一〇七七)九月二十三日の誕生(水左記)、御母三十六歳であった。承暦三年(一〇七九)四月に内親王となられ(時に三歳)、五歳の同五年(一〇八一)十一月着袴の儀が行なわれた(水左記)。

中宮賢子崩御により姉の媯子内親王(御母賢子)が齋宮を退下され、ついで応徳三年(一〇八六)十一月白河天皇が御讓位、八歳の堀河天皇が即位される。関白藤原師実が摂政となる。

寛治元年(一〇八七)二月一日、皇姉である善子内親王は齋宮に卜定される。このとき内親王は御母道子と共に三條烏丸の加賀守藤原家通朝臣宅におられた。この家通とは、藤原道綱の曾孫で父は頭綱である。頭綱は讃岐、丹波、和泉守などをつとめた受領で、家通もこのとき加賀守であった。母も美濃守藤原隆経の女である。姉(妹)に堀河

院御乳母、従三位の兼子がいる。そのような関係からこゝが齋宮御所にえらばれたのかもしれない。三條烏丸の南側は六角であり、善子内親王のことを六角齋宮と呼称したのもこの邸第に因んでのことであろう。²⁾

善子が齋宮に卜定されたとき、「おぼつかかなからん事を、女御殿はおぼし歎かせ給ふ」³⁾。「これからはお会いになれないこと」³⁾を御母道子は歎かれたという。善子内親王十一歳、御母四十六歳であった。結局御母道子は、あたかも円融天皇朝の齋宮親子内親王と御母齋宮女御子女王のごとく、伊勢へ同行されることとなる。⁴⁾

寛治三年(一〇八九)九月十五日、野宮を出て西河葛野川で御禊をすまされた善子内親王(十三歳)は白衣を着し、小安殿に著御の後、大極殿に行幸された堀河天皇(十二歳)より別れの御櫛の儀をうけられる。

この日の齋宮群行については、随行人メンバーの一人であった藤原宗忠の日記『中右記』に詳しい。これによると、伊勢まで齋王を送りどける長奉送使には権中納言正二位で皇后宮権大夫を兼ねる藤原公実(三十歳)と正四位下の右中弁源基綱(經信息俊頼兄)があたった。公実は、善子内親王の父方の祖母の甥にあたり、同時に母方の縁にもつながり、また基綱も母方の縁者である。また、齋王と共に伊勢に在任する齋宮寮頭には藤原敦憲、勅別当には周防守藤原敦基が決まっていた。この他『朝野群載』^{第四朝儀上}によると、齋宮女官として齋宮内侍従五位下藤原朝臣憲子、齋宮宣旨従五位下源朝臣茂子、齋宮女別当無位藤原朝臣仁子がそろって補任されている。これは三所補任の最初のものである。⁵⁾

善子内親王は、これから二十一年間を伊勢で過される。⁶⁾当代堀河天皇が崩御されたのは嘉承二年(一一〇七)七月十九日であった。退下された善子内親王は三十一歳になっておられた。齋宮の在任期間とし

ては長い方といえよう。七月二十一日、ひとまず齋宮寮頭公綱宅へ渡御される予定であったが、破損により内侍宿所に入れられ、五ヶ月後の十二月三十日に帰京されている(記^{〔中右〕})。この日の帰京上卿になった藤原宗忠の日記『中右記』にはこの間の事情について詳しく記述されている。三十日の夜半入浴された前齋宮善子内親王は、故因幡守藤原隆時の中御門富小路第に落着かれた。その日、御父白河法皇の仰によって右衛門督藤原宗通が綱代車を内親王に献じておられる。

なお翌三年(天仁元)(一一〇八)正月三日、宗忠は内親王の御方に候しているが、それは「予帰京之沙汰上卿也。又彼御所與蓬門近隣也。加之為故三條内大臣外孫、非無一家芳意。」(記^{〔中右〕})と、上卿であったことに

加えてその御所が自邸に近かったこと、一門であったことなどを理由にあげている。なお『中右記』同日条には「母女御々座一所也」とも注記されており、御母道子(時に十六歳)が同居しておられたことがわかる。

共に伊勢から帰京されたものであろう。その後、道子善子母子がどのような生活を送られたかは明らかでない。しかし『中右記』長承元年(一一三二)八月三十日条によると、去る十七日前女御道子が薨せられた由、記されている。御年九十一歳という長命でこの世を去られた。それから半年もたない十二月一日、善子内親王も母のあとを追うように薨じておられる。御年五十六歳であった。齋宮退下後の余生を共によりそって生きられたことであろう。お二人とも一首の歌ものとしておられないが、宗忠は同日条の『中右記』に「今年道子善子母子共薨給也。共准后也。」と記している。

さて、この齋宮善子内親王代の齋宮関係と歌は、直接この齋王に関連したもの何れも残っていない。しかし平安中期以降であって、その時代を特に定めることの出来ないもので、「前齋宮」とあるものを、こ

の堀河天皇朝善子内親王以前として扱い、こゝに掲げることとした。

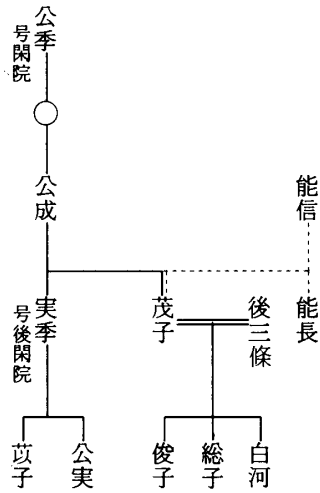
なお、この善子内親王の事蹟は、本稿に掲げる他の齋宮とくらべて比較的史料に恵まれていたので、ことさら詳細に述べることが出来たことをおことわりしておく。

まず1にみえる「齋宮に下る人」とは、齋宮のお伴にて伊勢へ下る人のことであろうか。あるいは霜月ばかりとあるので群行ではなく公卿勅使として下る人なのかもしれない。それに対して2は、後朱雀天皇皇女祐子内親王家に仕えた女房紀伊の返歌である。この齋宮がいずれの齋宮のときか明らかでないが、作者紀伊が出仕した祐子内親王が薨せられたのが長治二年(一一〇五)十一月であり、紀伊は康和四年(一一〇二)閏五月の堀河院艶書合にほゞ七十歳で恋歌を出詠していること、永久元年(一一一三)少納言定通歌合にも出詠していることなどから、このころまでは生存していたことがわかる。この堀河院艶書合については『今鏡』^{すべらぎの中第}二六たまつさにもみえるが、その中に「高倉の一の宮の紀伊」として当時の女流歌人の一人としてあげられている。海野泰男氏『今鏡全釈』上によれば、この紀伊は民部大輔平経方の女であり、さらに『袋草紙』^巻二に「素意へ紀伊守藤原重經也。号紀伊入道。此一宮紀伊ノ夫也」とあることから紀伊守重經の妻とされている。はじめ後朱雀院中宮嫡子女王に仕え、さらにその所生の皇女祐子内親王に仕えた。母は小弁であるので、母子二代で仕えていたことになる。

3と4は、源俊頼とゆりはなの贈答歌である。ゆりはなは『八代集抄』に、前齋宮河内^{号由利花云々。俊と注記されており、齋宮河内と同一人物であることがわかる。}とすれば3の詞書にみえる前齋宮とはゆりはなが仕えた俊子内親王ということになる。退下後、閑院に一時おられたものであろうか。これと関連して8・9・10の前齋宮も当然俊

子内親王ということになるし、さらに11の「ひくちの齋院」も「樋口齋宮」のあやまりであって、これも私は俊子内親王と考える。

すなわち、関根慶子・大井洋子氏共著『阿波本散木奇歌集本文篇』第二、校異篇に、六に収められている11の歌の冠注(同書四十二頁)によると、内閣文庫蔵大野広城本・神宮文庫蔵二冊本・国会図書館蔵岸本由豆流旧蔵本は、いずれも詞書の「齋院」は「齋宮」であるとされている。ちなみに「樋口齋宮」と呼称された齋宮は俊子内親王と後出の鳥羽天皇朝の姁子内親王の二人である。しかるに関院と関連のあるのは俊子内親王の方である。すなわち、俊子内親王の御母茂子は公成の女であり、実季とは兄妹(姉弟)である。したがって俊子内親王が母の邸第で生活されていたとしても何の不思議もない。



※.....は養子の関係

なお9・10によると、ゆりはなも後に尼となったことがわかる。俊子内親王は「大善根人」(「中右記」長承元年「年間四月六日條」)といわれたくらいの人であり、退下後深く仏門に帰依したことは前稿(「本学紀要」第九集)で述べたとおりである。ゆりはなもおそらく主人の俊子内親王にならって出家されたものであろう。しかしその日時は明らかでない。3・4の詞書には源俊頼の機知に女房がおどろいた様子がうかづえて面白い。

5の詞書にみえる「前齋宮の内侍」と6の「妹の内侍」および7の

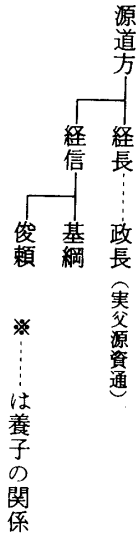
「内侍」は同一人物であり、『作者部類』に云うごとく、大蔵大輔藤原永相の女で権僧正永縁の妹である。この内侍も俊子内親王家の女房であった。兄の永縁は摂関家の信任も厚く、忠実の『殿暦』にはしばしば出てくる。ちなみに天仁二年(一一〇九)十月には忠実が永縁に不空羅索経を習ったことがみえているし、また永久五年(一一一七)五月の頭書にも「永縁説法美也」と記している(註)。なお5の詞書にみえる逆修とは、死後に行なう七七日の仏事を生前に営み冥福を祈ることである。

なお3・5・8の作者源俊頼(後出)の生涯および歌については宇佐美喜三八氏「源俊頼伝について」(「国語と国文学」第十六卷第六号)および関根慶子氏「散木奇歌集の研究と校本」(昭和二十七年)および池田富蔵氏「源俊頼の研究」(昭和四十八年)などが参考になる。

〈鳥羽天皇朝の姁子内親王〉

姁子内親王は恂子・恂子ともかく。白河天皇第五皇女、堀河天皇の異母姉にあたられ、御母は木工頭藤原季実の女である。樋口齋宮と呼称せらる。鳥羽天皇の天仁元年(一一〇八)九月八日伊勢へ赴れる。齋宮群行にさいして九月五日、藤原保俊が齋宮寮頭に任ぜられるなど齋宮十二司の除目が行なわれている。上卿は源俊頼の兄基綱である(「殿暦」)。群行当日は雨が降っていたが、『殿暦』によると、皇后令子内親王(齋宮姁子)と同輿の鳥羽天皇(八歳)は「主上自以小櫛一加齋王額一、有勅語」云々。皇后宮近御令二教申一給歟」とあり、誕生後まもなく天皇の実母苴子(贈皇太后)が二十八歳でなくなられたあと、鳥羽准母となられた令子内親王に教えられながら御年八歳の天皇は見事に別れの小櫛の儀式をなしおえておられる。甥にあたられる幼い天皇から

勅語——“京の方にむきたもうな”——を賜い、齋宮姁子内親王は伊勢へ向われたのである。



かくて齋王在任十六年にして鳥羽天皇ご讓位となり、保安四年（一一三三）一月齋宮を退下される。その後長承元年（一一三二）十月に薨じておられる。

1は、拙稿「平安時代の齋宮女官」(下)においてすでに述べたごとく、詞書にみえる「天仁元年」は卜定の年であり、天永元年が群行なのでこれは「天永元年」が正しい。齋宮群行の途中、随行の女官、齋宮甲斐が、今の三重県一志郡嬉野町宮古にあった忘井という所で詠んだものである。これらについては別稿を参照されたい。

2・3も齋宮甲斐の歌であり、4はそれに対する源俊頼の返歌である。3と4は詞書にもあきらかなように伊勢で贈答しあったものである。宇佐美氏は「五月一日といふのは保安三年のその日であったと考へることが出来る。」とされている。⁽¹⁴⁾

5についても別に論じたことがあるが詞書をさらに補足するならば、『殿曆』天永元年九月五日條に「以^(藤原)保俊一任一寮頭」と見え、

『中右記』永久二年三月十六日條に「季実任^(藤原)齋宮寮頭一、是被^(藤原)止^(藤原)保俊一也」とあることから、齋宮寮頭の藤原保俊が在任中、すなわち天永元年（一一一〇）から永久二年（一一一四）の間にこの前齋宮内侍の歌は作られたことになる。6・7の前齋宮内侍も含めて前項で述べた永相の女と同一人物であろうか。なお、こゝにみえる寮頭季実は

齋宮姁子内親王の母方の祖父である。こゝでも寮頭に縁者がなっている。

8・13も別稿⁽¹⁶⁾において述べたごとく、永久四年（一一一六）の十月、伊勢の齋宮宣旨家において行なわれた名所歌合の詠であるが、いずれもよみ人しらずである。

14は、保安三年（一一二二）十二月六日、伊勢公卿勅使として下向した参議右兵衛督藤原実行が、かつて齋宮群行のさい、行事弁として伊勢へ下り齋王にお別れのとき「もしいのちさぶらはば、公卿になりて勅使にて下らむ時そのやうにもまいるべき」と申して帰京したが、十年ばかりしてこうして勅使として下ることが出来たのに、齋宮（御在所）に立ち寄り帰らうとした。そこで齋王の方から詠みかけられたものである。この話は、『古今著聞集』⁽¹⁷⁾巻五⁽¹⁸⁾和歌にもみえている。宇佐美氏・池田富藏氏等も指摘されているごとく、詞書から考えて齋王姁子内親王にかわって源俊頼が代作したものである。（実際は二首俊頼に代作させたがそのうちの一首をおくられた）すなわち、宇佐美氏によれば、源俊頼が伊勢にいたのは保安三年二月から同四年三月位までの間とされており、またこの齋宮姁子内親王の母方祖父藤原季実は齋宮卜定当時木工権頭であったことから、そのころ源俊頼も木工頭であった関係上、齋宮に奉仕したものであらうとされる⁽⁵⁵⁾（前掲論文）。

16は、伊勢において正月に行なわれた齋王の御齒固めの行事に詠われた俊頼の歌である。正月の三が日鏡餅・大根・瓜・猪肉・鹿肉・押鮎などを食べて長命を願った行事である。『西宮記』⁽¹⁹⁾巻一、供に「内膳供^(藤原)二御齒固一、大根、菘、串刺、押鮎、焼鳥等、付^(藤原)進物所」とあり、『江家次第』⁽²⁰⁾巻第一にも、「内膳自^(藤原)二右青環門一供^(藤原)二御齒固具一、盛^(藤原)二青瓷一、件青瓷自^(藤原)所度^(藤原)二内膳一(略下)」とみえる。宮中での御齒固は内膳司

が用意し、進物所から奉り、御齒固の用具は御厨子所から内膳司に渡された様である。さらに『江家次第』(上)には、「此外稱二腋御膳一自二御厨子所一供二御齒固具一、又供二御菓酒等一、以二高坏六本献之、有二餅鏡一、(割注、)とあり、御菓酒、餅鏡(もちひかがみ)が献せられたことがわかる。蘭田守良氏著『神宮典略』^{十二齋宮}には、「此事朝廷も寮も同例なるべし」(同書七頁)と記されている。齒は「よわい」と訓むので、餅鏡を真澄鏡にたとえ、「御かげ」にかけて齋王の長命を祈り、延年を祝ったものであろう。このような年中行事も都を離れた伊勢の齋宮で宮中と同じように行なわれていたことは興味深いことである。

また17の歌も16と同じく、年中行事の一つで正月七日に行なわれる白馬節会のものである。この日左右馬寮から白馬が庭に引き出され、天皇が紫宸殿で御覧になり、その後群臣に宴を賜うのである。

『年中行事秘抄』^{七月}に「十節云、馬性以レ白為レ本、天有二白龍一、地有二白馬一、是日見二白馬一、則年中邪氣遠去不レ来」とある。これはこの日白馬(あをうま)をみれば年中の邪気を除くというシナの故事によったものであると云われるが、山中裕氏は『平安朝の年中行事』において「その外来思想に潔白を尊ぶわが国古来の祓の思想が結合し」(同書第二章)たものとみられる。ともあれ、齋王の御前で白馬がひかれるのを俊頼は詠んだものであろう。こゝにも宮廷行事を伊勢にうつして行なわれていたことをしる。16・17ともに保安四年(一一二三)正月に詠われたものである。

18も俊頼が伊勢在住の折、「宇田」という所で明け方しぎの羽音を聞いて詠んだものである。「鴨(しぎ)の羽搔(はねがき)」は、羽虫をとるためくちばしで羽をしごくことであるが、数の多いことを意味し、「萬代のかず」と祝ってよんだものであろう。

19～28は、いわゆる「石合」である。齋王姁子内親王をおなぐさめするためこのような行事が行なわれたのである。これについては、久徳高文氏が「齋宮の文学(その三)」²¹⁾に詳しく述べておられるのでそれにゆずりたい。たゞこのような「いしなどりの石合」という奇抜な着想が、じつは俊頼の発意企画であったと考えられそうであること、さらに臆測すれば8～13でみた齋宮宣旨と俊頼とが提携した企画であったかもしれないと久徳氏が述べておられることは大変興味深い。

29～31は保安四年(一一二三)正月二十八日齋王姁子内親王退下の時、伊勢在住の室山入道が別れを惜んでおくってきた歌(29・31)に對する俊頼の返歌(30・32)である。室山入道とは今は散佚してしまつた『龜鏡抄』の作者良舜のことであろう(有吉保編『和歌文学辞典』)。池田富藏氏は前掲書において32の歌には「伊勢を立つ決意のこもったひびきを伝えてゐる」(同書八〇頁)とされ、齋宮退下と共に自分の役目も終つた意味も詠みこんだものとされている。²²⁾

へ高倉天皇帝の惇子内親王

惇子内親王は、後白河天皇の第五皇女で、堀河宮と称され、御母は右大臣藤原公能女である。殷富門院亮子(御母藤原成子)、式子、好子、休子各内親王(以上御母亮)の異母妹である。高倉天皇の仁安三年(一一六八)八月、伊勢齋宮に卜定。嘉応二年(一一七〇)伊勢に赴かれる。在任五年目の承安二年(一一七二)五月、伊勢齋宮寮において薨去される。御年十六歳であった。『百鍊抄』^八承安二年五月三日條には「伊勢齋宮惇子内親王薨^{十日寮頭}二千本寮^{一忠重奏聞}。依二御惱危急一。件日先退二下寮頭館一子剋薨。」とみえる。御病が急であつたのでとりもなおさず退下され齋宮寮頭源忠重の館に入られた。それからまもなく薨じておられる。忠

重は三條源氏、小一條院の流れをくむ季宗曾孫忠佐の子である（『尊卑第三篇』五六三頁）。

1～6の歌は、明記されているごとく嘉応二年（一一七〇）十月九日に住吉社の社頭において行なわれた歌合のときのものである。⁽²⁴⁾たゞし前齋宮中納言、前齋宮大輔がどの齋宮に仕えていたものか明らかにしがたい。中納言、大輔の女房名で内裏に仕えたものは何人かはあるが、これに該当するものがみあたらない。

〈高倉天皇朝の功子内親王〉

功子内親王は、高倉天皇の第一皇女で、御母は藤原公重の女である。安德帝、後高倉院、後鳥羽院は異腹の御弟にあたられ、範子内親王（坊門）や潔子内親王（齋）は異腹の妹にあたられる。治承元年（一一七七）十月廿七日にまづ内親王となられ、齋宮に卜定される。このとき御年二歳であったから、安元二年（一一七六）の誕生ということになる。御母は内裏の女房であつて帥局といわれ、⁽²⁵⁾齋宮卜定の日の『玉葉』には「其年多余レ卅云々」とみえるから三十歳をこえておられたのであろう。

功子内親王の初齋院は一本御書所であつたが、⁽²⁷⁾治承二年（一一七八）九月十四日には東河＝鴨川で御禊ののち野宮に入御せられた。しかるに治承三年（一一七九）正月十日、齋宮の御母が逝去されたため、齋王は野宮より退下されることとなる。この退下について、『山槐記』の作者中山忠親は、あるいは去年齋王が一本御書所に御坐の間、靈狐（白専女）を射殺した者があつたため、齋王の祖父公重が去年卒去し、また今年母堂が逝去したもので、したがつて齋宮も群行をまえにして野宮より退下されることになった、「神慮尤可レ恐事也」と記している。⁽²⁸⁾

或る人によつては、齋王の御母は「密通之間流産云々」とも云われている。真偽の程は明らかでないが、齋王功子内親王にとつては、御年四歳の春になつたばかりのことであつた。

1の歌は、伊勢に齋王がながく不在の時、齋宮が「ついがきもなきやう」荒れ果てたことを西行が嘆き詠つたものである。これについては、目崎徳衛氏著『西行の思想的な研究』（昭和五年）第七章「伊勢における西行」が参考になる。詳細については、これを参照していただきたい。ただし目崎氏も言われているごとく、功子内親王は野宮から退下され、伊勢へは赴任されなかつたので「西行が右の歌（1の歌、引用者注）を詠んだのは、承安二年から何年か年を経て齋宮の築垣も崩れそめた頃から、文治二年西行が伊勢を去るまでの間ということになる」（同書三）であらう。さらに氏は、これを「治承四年以後の詠とするのが穩当であらう」（同書四）とされているが私も同感である。

おわりに

以上、平安後期における伊勢齋宮関係の和歌四十九首を掲げ、その簡略な解説を中心に各齋王の事蹟についても簡潔に述べてきた。この時期に登場する十人の齋宮のうち、本稿においては、わずかに四人の齋王関係と歌を扱つたにすぎない。しかしこの時期には源平の争乱期も含んでおり、ご讓位等により群行を遂げられなかつた齋宮も二人含まれている。尤もこのような中であつても、鳥羽天皇家の姁子内親王の時は、伊勢で齋宮関係の和歌が多く詠れたこと、歌合等が行なわれたことが特筆されるであらう。あとこれにつづく鎌倉時代、齋宮廃絶に至る期間の齋宮関係と歌集成は続稿で行ないたいと思つている。併せて御批正賜りたい。

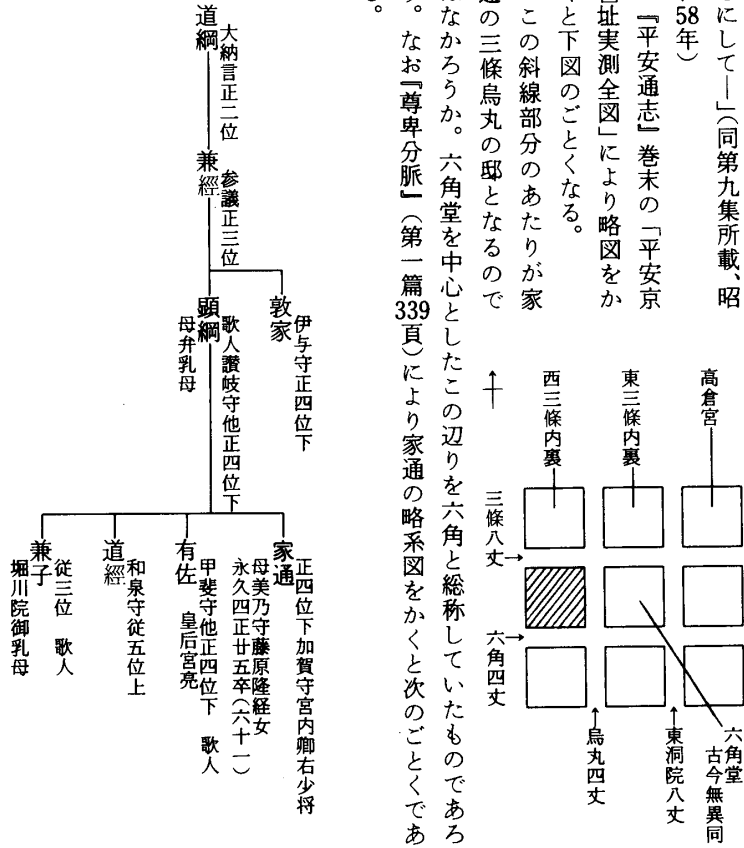
（昭和五十八年十月三十一日受理）

注

- (1) 拙稿「伊勢齋宮関係と歌集成—平安前期を中心にして—」(『聖徳学園女子短期大学紀要』第八集所載、昭和57年) 及同「伊勢齋宮関係と歌集成—平安中期を中心にして—」(同第九集所載、昭和58年)

- (2) 『平安通志』巻末の「平安京舊址実測全図」により略図をかくと下図のごとくなる。

この斜線部分のあたりが家通の三條烏丸の邸となるのではなからうか。六角堂を中心としたこの辺りを六角と総称していたものである。なお『尊卑分脈』(第一篇339頁)により家通の略系図をかくと次のごとくである。



家通は永久四年(一一一六)正月に六十一歳で卒去しているので、自邸を齋宮御所としたこの年(寛治元年、一〇八七)、三十二歳であった。父の頭綱は讃岐守の他丹波、和泉、但馬等の守をつとめた典型的な受領であり、兄弟の有佐(実は後三条院御子という)も甲斐守の他土佐、紀伊、近江等の守を勤めている。これらの受領がその財力にものをいわせて内親王家、とくに齋宮・齋院等に邸宅を提供したことがわかる。これについては拙稿「狭衣物語にみえる齋院記事の史的研究」(『聖徳学園女子短期大学紀要第七集所載』)においてもふれたので参照されたい。

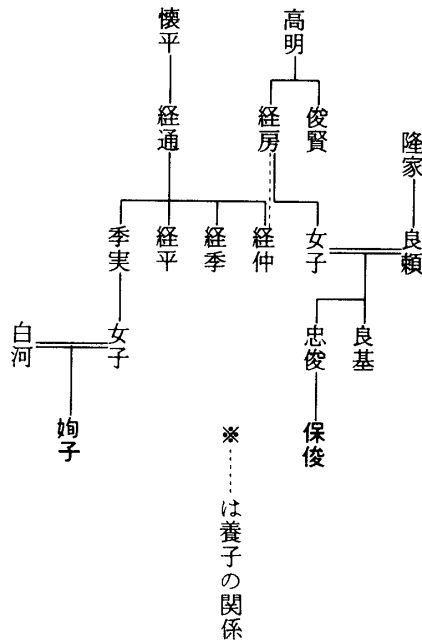
なお、芝野真理子氏は「前齋宮・前齋院の生涯」(『史窓』第三十七号)において「一般に齋宮や齋院はその退下後の御所のあった地に因んで、「六条齋院」とか「吉田齋宮」とか呼ばれることが多く、…」(24頁。傍点引用者)とされているが、家通の六角の邸を御所とされた善子内親王が退下後入られたのは「故因幡守藤原隆隆時の中御門富小路第一」(本文)であった。かならずしもそのようにばかりは言いきれないのではなからうか。

- (3) 松村博司博士『栄花物語全注釈』七、401頁。
- (4) 『栄花物語』(紫野) 卷第四十、には「齋宮も、母女御具し奉りて下らせ給ひぬ。久しくなる事もなければ、昔を今に」とぞ、げに覚えける。(傍点引用者)とある。また『今鏡』(ふじなみの) 下、第六、には「三條の大臣の御女は、白河院、東宮におはしましし時、御息所ときこえ給ひし。帝位につかせ給ひて、延久五年、女御の宣旨蒙り給ひき。道子の女御ときこえき。女宮生み奉りて後、内へも参り給はずなりにけり。承香殿の女御とや申しけむ。御女の善子の内親王、伊勢に齋宮に下り給ひしに、具し奉りてぞおはしける。(略) (傍点引用者)とある。
- (5) 拙稿「平安時代の齋宮女官(下)」(『古代文化』第三十巻第四号所載、昭和54年) 29頁。
- (6) この間、康和元年(一〇九九)十月には三宮に准ぜらる(『本朝世紀』「中右記」『長秋記』)。また長治元年(一一〇四)八月には齋宮寮修理(齋宮内院の破損)のため、一時齋王は御匣殿へ移御せられている(『殿暦』)。
- (7) ただし、『今鏡』(ふじなみの) 下、第六、には「七十にあまりて失せ給ひき」としているが、娘の善子内親王の年令から九十一歳の方が正しい。海野泰男氏『今鏡全釈』(下、78頁)も「七十」は「九十」の誤りであろうとされている。
- (8) 犬養廉氏訳・注『小倉百人一首』(159頁)に「この艶書合の折は、二十九歳の俊忠に対して、ほぼ七十歳の高齢だったはずである。」とある。有名な「音に聞く高師の涙の…」は、俊忠の贈歌に答えたものである。
- (9) 母小井については、山之内恵子氏「祐子内親王家小井小論」(『文教大学女子短大学部』第二三集所載、昭和54年)が参考になる。こゝで山之内氏は紀伊が母の小井の關係で祐子内親王家に、薨時迄仕えていたらしいと述べておられる(15頁)。
- (10) 堀河院艶書合(『新校群書類類編』)には「女御殿ゆり花」とみえる。このときの女御とは藤原苺子(実季女、公美姉妹)である。ゆりはなは、はじめ実季の姉(妹)茂子所生の俊子内親王に仕えていたので「前齋宮ゆりはな」で、のち女御苺子に

仕えて「女御殿ゆりはな」と呼ばれたものであろう。

- (11) 『殿曆』三(大日本古記録)天仁二年十月二十四日條に「今日依二物忌一不
 出行一、永縁僧都来、習二不空羅索經一。」(傍点引用者、以下同じ)とあり、同
 天永元年六月廿七日條に「今日北政所於二小寝殿一、奉二為故二條殿一有二八講
 一、供二養五部大乘經・佛五鉢、繪像、一請二十口僧一、有論議一、(略)永縁僧都
 依二能説一賜二御衣一(略)とあり、同五、永久五年五月七日條に「(略)同從四
 條宮三尺不空羅索・愛染王・寿命經等為レ予被二供養一、(略)其後請二永縁法
 印并題名僧六口一、皆奈良僧、供養不空羅索經等(略)」とある。またこの七日
 條の頭書に「永縁説法美也。給別禄」とある。

- (12) 『古代文化』第三十卷第四号所載、30頁、昭和53年。
 (13) 『古代文化』第三十卷第四号所載、(前)掲
 (14) 宇佐美喜三八氏「源俊頼伝について」(前)掲
 (15) 拙稿「平安時代の齋宮女官・補遺」(『古代文化』第三十一卷第一号所載、昭和
 54年、55頁)。
 この寮頭保俊と齋王姁子との関係は次のごとくである。

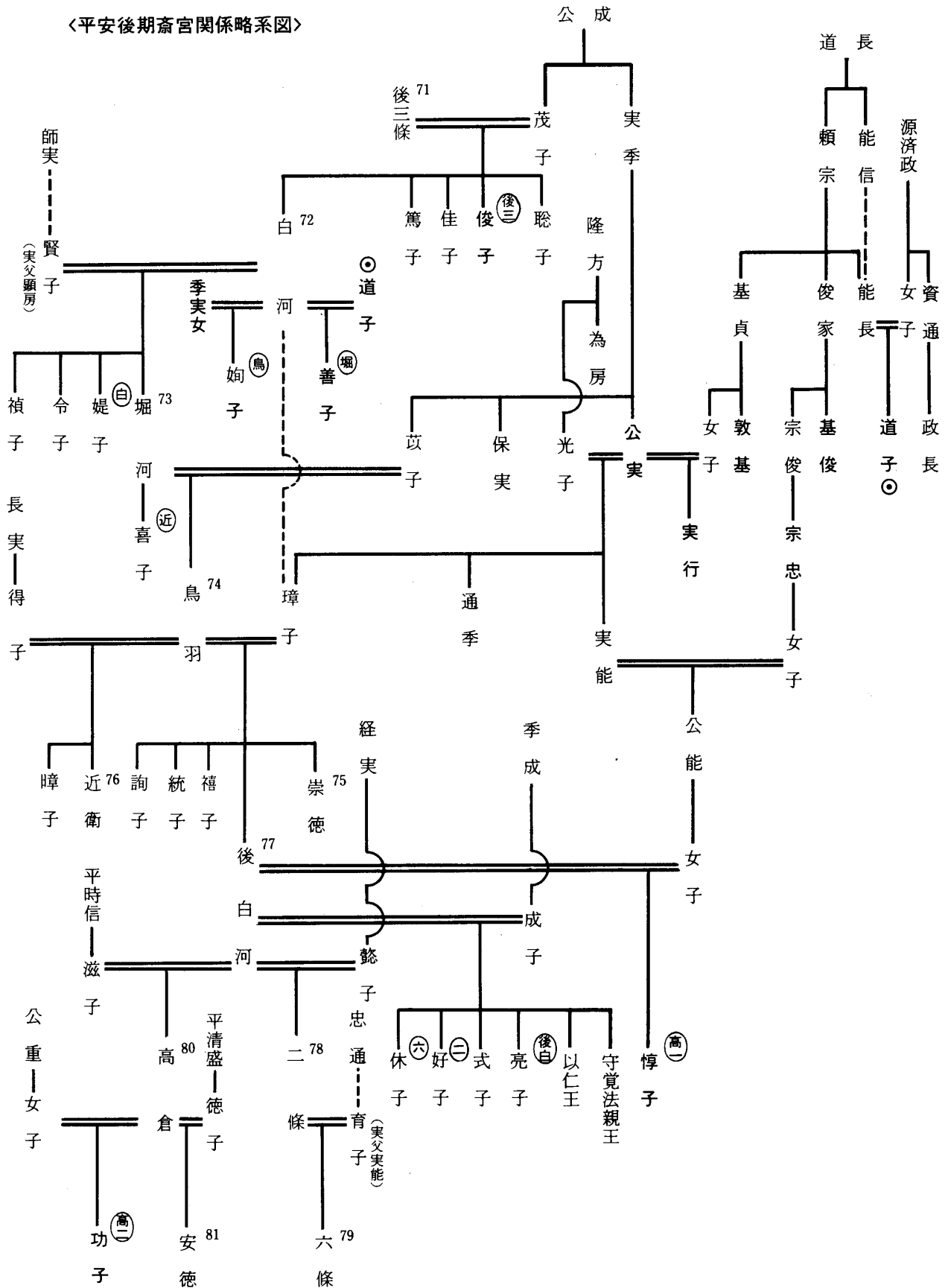


- (16) 注(15)拙稿、56頁。
 (17) 『伊勢勅使部類記』(『神道大系』神宮篇27頁)
 (18) 宇佐美氏前掲論文56頁および池田氏前掲書第一章76〜77頁。
 (19) 進物所、御厨子所とも、宮中の所の一種であるが、これについては拙稿「所
 の成立と展開」(『史窓』第26号所載、昭和43年。のち論集日本歴史3『平安王朝』
 (有精堂刊、昭和51年)に所収。)を参照されたい。
 (21) 久徳高文氏「齋宮の文学」その三(『椋山女学園大学研究論集』第十号2部。

昭和54年)、10頁。

- (23) 源俊頼が齋宮に奉仕していることはわかるが公的にどのような職についてい
 たかは明らかでない。したがって私は歌の分類において俊頼の歌はあえて(○)そ
 の他)にしておいた。
 (24) 『群書解題』第七(峯岸義氏)によれば、この歌合の判者は藤原俊成で歌人は
 左方、右方あわせて五〇人である。歌題は社頭月、旅宿時雨、述懐の三題が二十
 五番ずつで七十五番である。「住吉大社歌合」は、新校群書類従八、和歌部(一)に所収。
 (25) 『玉葉』治承二年三月一日條に齋王卜定、二歳例として「功子今上皇女齋宮」と
 みえる。
 (26) 『山槐記』治承三年正月十日條。
 (27) 『玉葉』治承二年五月十四日條。なお、この一本御書所についても、前掲拙稿
 「所」の成立と展開」を参照されたい。
 (28) 『山槐記』治承三年正月十日及十一日條。

<平安後期齋宮關係略系図>



(注) 歴代天皇の右肩の数字は御即位順。齋王の右肩の文字は当代天皇の略称、数字は当代内順位。=は婚姻、……は養子の関係。特に記載のないものは藤原氏。本略系図は『本朝皇胤紹運録』『尊卑分脈』等に拠ったが兄弟姉妹は順不同。本稿中に直接言及した人物等はゴチック体。